

(別紙5) 社会保険庁廃止後の国の年金管理組織

- 社会保険庁廃止後、新たに厚生労働大臣が担うこととなる公的年金の財政責任・管理運営責任に対応するため、従来、年金制度の企画立案を所管していた年金局を改組する。
- 具体的には、
 - ・ 大臣官房に年金管理審議官を配置
 - ・ 現行組織に、年金特別会計（給付勘定）の管理、広報、協定実施に関する外国保険者との調整などの業務を追加
 - ・ 2課4室を新設し、厚生労働大臣が自ら実施する業務、システムの保有・統括管理、年金特別会計（業務勘定）の管理、日本年金機構の監督、などを分担
 - ・ 166名の定員振替を予定（21年度組織・定員要求の査定結果）

年金局長

年金管理審議官

大臣官房審議官（年金担当）

総務課

大臣官房参事官（資金運用担当）

首席年金数理官

年金課

国際年金課

企業年金国民年金基金課

数理課

事業企画課

会計室

調査室

監査室

事業管理課

システム室

(注1)新設組織については赤字としている。

(注2)年金局の現行組織については課相当以上のみ記載

(参考) 厚生労働省(年金局)と社会保険庁の所掌事務関係条文

○厚生労働省設置法

第4条 厚生労働省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

98 政府が管掌する厚生年金保険事業に関すること

99 政府が管掌する国民年金事業に関すること

第28条 社会保険庁は、前条の任務を達成するため、……第98号及び第99号に掲げる事業……の実施に関する事務……をつかさどる。

⇒日本年金機構法制定に基づき削除(平成22年1月施行)

○厚生労働省組織令

第14条 年金局は、次に掲げる事務をつかさどる。

1 政府が管掌する厚生年金保険事業に関すること(社会保険庁の所掌に属するものを除く。)

2 政府が管掌する国民年金事業に関すること(社会保険庁の所掌に属するものを除く。)